

回収期間法の再検討

借入金利子を考慮した割増回収期間法

上 總 康 行 (京都大学)

回収期間法を愛好する日本企業

投資経済計算の代表的な方法は、通常、(1)回収期間法、(2)会計的利益率法、(3)内部利率法、(4)現在価値法、(5)正味現在価値法などである。日米企業ではこの投資経済計算の利用状況が大きく異なるとされている。ある調査によれば、日本では正味現在価値法や内部利益率法を利用する企業はわずかであり、回収期間法を利用する企業が圧倒的に多い。これとは対照的に、米国企業では、正味現在価値法や内部利益率法を利用する企業がかなり多いが、回収期間法も併用されていた(加登豊『管理会計研究の系譜』1989年)。

回収期間法には貨幣の時間価値を無視する「理論的な欠点」があるとされている。にもかかわらず、日本企業でこれが愛好されてきたのはなぜであろうか。もちろん、この点に関して、これまでも多くの検討がなされてきた。しかし、なお検討の余地が残されているように思われる。本報告では、高度成長期の日本企業では借入金に大きく依存した投資決定が行われていたので、この影響をうけて借入金利子を考慮した「割増回収期間法」が実践されていたことを論じたい。

借入金依存型投資計画を支援する回収期間法

回収期間法では、 $\text{投資額} / \text{年間現金流入額} = \text{回収期間}$ として、回収期間が見積計算される。投資案が多数の場合には、この回収期間の最も短い投資計画が採択される。投資案が1つの場合には、基準回収期間よりも短い場合に投資計画が採択される。

高度成長期の日本企業では、回収期間法によって「採算あり」と判定されたならば、この投資計画を実現するため、銀行から融資を受けることになる。銀行では、企業の投資計画に関する審査が行われ、融資額、利率、融資期間、返済方法、返済額(毎回)、返済総額などの融資条件が決定される。この融資条件が企業に提示されるので、企業では、この融資条件を受け入れるか否かを決定しなければならない。そこで、次のような回収期間の再計算が行われるのである。

〔 企 業 〕

〔 銀 行 〕

融資額 + 利子

$$= \text{回収期間} < \text{基準回収期間} = \text{融資期間}$$

年間現金流入額

当初、企業が回収期間を計算した場合と比べて、2点で異なっている。1つは、分子の投資額が「融資額 + 利子」となっていることである。他の1つは、銀行から融資条件として提示された「融資期間」が基準回収期間となったことである。年間現金流入額が同じとすれば、分子に利子が増えた分だけ、回収期間が長くなる。

企業では、回収期間の再計算と投資計画の再検討が行われるが、融資条件の受入れが難しい場合には、何回か融資条件の変更交渉が行われることになる。この融資決定のプロセスを通じて、じつは回収期間法に「利子」が算入されたのをうけて、貨幣の時間価値を考慮することが可能になり、融資期間を基準回収期間として設定することで、回収期間法の欠点が大幅に改善されているのである。

割引キャッシュフロー法としての割増回収期間法

かくして、高度成長期における日本企業は、回収期間法を採用している場合であっても、投資計画の資金を銀行借入に大きく依存する限り、事実上、割引キャッシュフロー法を使っていたのである。それは、借入金利子を考慮した回収期間法、すなわち割増回収期間法に他ならなかった。割増回収期間法は、次のような3つの特徴を持っている。

- (1) 貨幣の時間価値を考慮している。
- (2) 基準回収期間が融資期間となる。
- (3) 投資計画期間まで現金流入額を計算することができる。

端的に言えば、従来の回収期間法の欠点がほとんど解消されている。さらに、割引回収期間法のみならず、本報告で指摘した割増回収期間法もまた、貨幣の時間価値を考慮する割引キャッシュフロー法の一つであると思われる。

これらの検討から、投資経済計算の利用状況を評価するに際しても、会計技法だけに注目するのではなく、日本企業の経営システム、さらに金融システムにも十分配慮する必要がある。借入金に大きく依存していた日本企業では、銀行との融資決定プロセスを通じて、貨幣の時間価値を考慮した投資決定が行われていたのである。そして、それは米国企業になんら劣るところないのである。

